

法についての理論* (一)

H. D. ラスウェル**

M. S. マクドゥーガル***

松 浦 好 治 訳

訳者序

ここに訳出したのは, Harold D. Lasswell & Myres S. McDougal, *Criteria for a Theory About Law*, 44 S. Cal. L. Rev. 362 (1971) である。

著者のうち, ラスウェル教授は政治学者として, また, マクドゥーガル教授は国際法学者として高名である。しかし, 法理論としてのラスウェル＝マクドゥーガル理論は, わが国においてよく理解されているとはいえない。

現在, 利用しうる邦語文献としては, 大内和臣, 「マクドゥーガルの国際法方法論とその問題点」, 『国際法外交雑誌』第73巻2号, 58頁(1974)があるのみである。本論文は, リアリスト的思考を発展させた, ラスウェル＝マクドゥーガル理論の観点から, さまざまな法学理論(自然法論からリアリズムまで)を批判, 検討し, あわせて, ラスウェル＝マクドゥーガル理論を素描するという目的をもっている。その意味で, 本論文はラスウェル＝マクドゥーガル理論への入門的意義を有するといえる。

本論文の翻訳については, ラスウェルならびにマクドゥーガル両教授から許可をいただいた。両教授の御好意に深く感謝する次第である。また, 大内教授の論文は, 翻訳にあたって, 訳語等につき参照させていただいた。記して, 学恩に感謝したい。

〔凡例〕

1. 原文のイタリック体は、訳文では下線で表示した。
2. 原文の— —はできるだけ使わず、文中に組み入れる訳文とした。
3. 原文中の“ ”は「 」で、‘ ’は『 』で表示した。
4. 原文中の誤植と思われる部分は、著者に確認の上訂正して訳出した。
5. 原題は「法についての理論のための諸規準」であるが、訳文では「法についての理論」とした。

法についての理論としての法学

社会過程研究の多くの分野において、研究者たちは、現在、研究活動に指針と補助とを与えるように工夫され、また網羅性と十分な関連性を備えた思考法 (*frames of reference*) すなわち、「全般的なオリエンテーション」あるいは「思考のための地図」といわれるものを創りだす仕事に携わっている¹。各学問分野で研究者が、そういった斬新で一層有効な理論をたて、それによって多彩な知的役割を果たそうとしているのは確かである。次々とあらわれる文献中に以下のような幅広い諸目的が高い頻度で認められる。

- ・研究者あるいは観察者の観点と目的とをはっきりさせることによって、研究される事態にかんする彼の立場を明示すること。
- ・研究対象とされる特定の事態を、それと相互関係をもち一層大きな背景をなす事態の中に位置づけることによって、研究にとって有意義な焦点の輪郭をはっきりさせること。
- ・社会過程のどの側面を研究するにしても、それに役立つ知的作業の範囲を細かく確定すること。その作業には、目標の明確化、動向の叙述、条件の分析、将来の発展の予想、代替策の作成と評価が含まれる。
- ・関連性を有すると考えられる知的作業を行なうための、信頼性と経済性を備えた作業方法の開発。

- ・研究の中で前提され、その研究が奉仕しようとする網羅的な目標価値 (comprehensive goal values) を設定し、かつそれを明示すること。

これらの新しい思考法の中で追求される目的は、高度に一般化された説明原理を探究する伝統的な科学研究よりも、また言語論や他の一層はっきりしない分野の演繹的活動をする伝統的な哲学的研究よりも、さらに広範であることが理解されるだろう。新しい思考法の中で熱心に考えられていることは、必要とされるいかなる一般性のレベルにおいても、十分な網羅性、精緻さ、関連性をもつ理論の開発であって、その理論は社会過程研究にとり必要なすべての作業を行なうにあたって、信頼性、適切な選別力、創造性、経済性をもつ点で助けとなるようなものである。

少なくとも都市国家の起源にまで遡る、法についての体系的思索と著述の長い歴史の中で、新しい思考法に匹敵する程の射程を備えた理論の構築を研究者が試みたことはほとんどなかったのは不幸な事実である。しばしば「法学諸学派」と呼ばれ伝統的で繰り返され現われた数多くの理論的主張は、研究と決定とに大きな影響を与えつつけているが、たいていはその研究の焦点をあまりにも狭く限定しすぎており、またその携わる知的作業をあまりに厳格に限っているために部分的かつ不完全な理論になっている。歴史上有名な主張のなかで、研究者の立場および目的と、社会過程において研究対象とされるより活動的な参加者の立場および目的とを明確に区別したものはほとんどない。したがって、時間的経過を追いつつ、共同体の境界を越えた比較を可能にする、法についての理論 (theories about law) をうちたてるかわりに、非常に多くの場合、研究者は研究素材としては単に二次的であいまいな断片にすぎない法の技術的理論 (technical theories of law) によって、彼らの研究を行なって満足してきた。依然として広く受け入れられている多くの主張においては、権威 (authority) は経験的研究を受けつけない超越的用語、たとえば神の意志、形而上の永遠の真理、法の自己完結性 (autonomous legalism) といった用語で考えられている。そこでは、通例、明示された法のルールだけが注目され、またはっきりした展望がほとんど形成されないため、司法過程の実際の動きを

無視することにならざるをえない。したがって、経験可能な、一つの決定や一連の決定の流れ全体に対するはっきりした焦点も獲得されない。権威と事実的支配力（control）とは必ずしも区別されていないし、同時に、法に不可欠なこれらの要素について、混乱した、あいまいな説明がなされている。制度的決定者の範囲すべてが必ずしも特定されていないこと、また、好ましいとされた（preferred）公の秩序の維持にあたって、法の適用だけでなく法の定立を含む権威的決定の網羅的過程に対する明確な焦点がほとんど欠落していることが稀ではない。権威的決定への要求を生み出す社会過程中の事態は、価値と制度の面から体系的に分類されることはほとんどない。したがって、決定の原因と効果に対しては断片的な注目しかなされていないのである。特徴的なことは、共同体領土の境界を越えて複雑に浸透しあう権威と事実的支配力の有様が注目されることはほとんどないこと、またその有様が事実⁸に即して叙述されることがそれ以上に少ないこと、そして「国家」利益および「国際的」利益と法との相互関係につき疑わしい神話が作られていることである。たいていの主張において、実践上もっとも高く評価される知的作業は論理的演繹作業であり、有効な研究と合理的決定の両者に必要な他のさまざまな作業が多く等閑に付されている。

法についての研究のためにわれわれが受け継いだ理論の不充分さは、最も古くそしてたぶん連綿として最大の影響力をもっている「自然法」理論を例にしてうまく説明することができる。自然法理論は「権威」を超経験的な源泉に基礎づける。⁹ こういった思考法の中では、法律家に割り当てられる任務は明らかに神学的もしくは形而上学的なものである。つまり、彼の仕事は、神の意志あるいは一定の想定されたり演繹されたりした超越論的実体の要求を地上に実現することである。そのような権威の観念に支配された研究者たちが共同体の場における経験可能な決定の研究に役立つ網羅的理論の構築に、ほんのわずかな関心しか示さないとしても驚くにはあたらない。超経験的主張も、その他の主張と同様に、有効な決定への関心をまったくなしで済ませることはできない。しかし、注目の第一の焦点は、権威性と事実的支配力とをもつ決定の上にはな

く、むしろ決定に対する一定の限られたタイプの正当づけに向けられている。この主張の偉大な歴史的功績が、裸の権力の現実から権威に訴えたことの中にあること、また目標の重要性を強調したことの中にあるのはたしかである。「自然法」の観念が近代国家の憲法の発展および国際法の承認と発展をどれほど助けたかは、周知の通りである。¹⁰しかしながら、神学的あるいは自然法的主張が例示するような目標明確化の技術は、非常に多くの場合、論理的演繹操作に他ならなかったし、目標の超経験的正当づけを進めて、それを経験的用語によって詳細に特定する方向に発展させることは常になされたわけではなかった。超経験的正当づけには重大な欠点に伴なう。その欠点とは、経験的に特定するとまったく相反するものを、全く同じ正当づけを利用して根拠づけることができること、また、そういったすべての正当づけが、より直接的だとかより最近の啓示だと主張する他の競合的正当づけによって簡単に押し抜かれざるをえない状態にとどまってしまうことである。共同体過程における人間の選択に対して、あいまいにまた雑然と取り組む思考法では、有効な研究と合理的選択のために必要とされる他のさまざまな作業への方向づけさえも一貫したものではありません。

歴史的起源を強調する思考法は、およそ100年以前にヨーロッパとアメリカで最も大きく花開いた。その思考法は、権威を有限な共同体過程の中に基礎づけようとした点にたしかに長所があった。¹¹その思考法の欠点は、主だった論者がその過程を非常に誤って理解したことであった。彼らは、それぞれの共同体に固有だと考えた神秘的で実体のない精神 (geist) の中に権威を見い出そうとはしたが、共同体維持のための協同活動に加わって現に生活している人々の実際の展望の中に権威を見い出す努力をそれほどしなかった。この主張によれば、法は詩や音楽と同じく、共同体の人々の魂あるいは共通の意思 (common will) から生じるものであるから、共同体はそれぞれ異なっていることになる。こういったいくつかの観念は、超経験的主張にみられた諸観念に劣らず神秘的であることが理解されるだろう。観察者の任務は、直観的理解を通して特定の精神の内的作用を会得することであるとされた。したがって、観察者は自分自

身を精神の中に沈潜させて精神に意味を付与する規範を抽出しなければならなかった。どの精神も唯一固有だとされるため、考察の体系的組み立てと評価を可能にし、共同体の境界に束縛されず、また単一の共同体においては時間の経過に沿って拡大する、そういった網羅的な思考のための地図はあるはずもなかった。共同体過程の中にはほぼ全面的に埋没した結果、この主張をもつ人々にとっては、特定の権威的決定とその決定のもつより大きな背景へのつながりに明確な焦点をあてることが困難となった。これが原因で、共同体の決定者の手にある経験を充実させるために過去の決定の動向を歴史的に叙述する作業についてさえ、彼らはいがみ挿話的方法以外は何も作り出すことがなかった。広くいきわたった決定論のために、彼らは目標明確化の隠れた可能性を最小にしまった。すなわち、精神は共同体の深遠な力の結果として変化しうるものであり、法はそういった力を支配できず、とくに立法がなしうることはほとんどないとされた。決定にあたって新しい代替策を意識的に創出することは彼らの思想の基礎に真向うから対立した。換言すれば、法は社会変革の制御手段であるよりは、むしろ変革からの帰結であった。人間が自己の自然のおよび文化的環境の再構成だけでなく、自分自身の心性の変革さえますます可能にしつつある時代において、そのような主張は、将来における選択に指針を与えるために過去の経験を撰取しようとする意識的で体系的な努力とは対照的に、感傷的な時代錯誤とみなされるにすぎない。

「分析的」あるいは「実証主義的」法学とふつういわれる思考法は、自然法的法律家の超経験的諸観念および歴史法学派のあいまいさと散漫さに対する反発によって形成され、現在の世界の多くの思想に支配力をもっている。¹²他の主張とは対照的に、分析法学は「権威」を制度的公機関から発するルール体系の中に見い出そうとする。その目的のために、法は主権者、裁判所、立法府といったはっきりした権威的制度によって定立され適用されるルールとして定義され、法学は「実定法の形式科学」と呼ばれる。¹³最大の影響力をもつ論者ジョン・オースティン (John Austin) は法についての諸法則とは対照的な、法のルールへの強迫観念の刻印を思考法の中にくっきりと打ちこんだ。彼の主張す

るところによれば、「一般的法学」(general jurisprudence)の適切な領域は、現代の傑出した学者流にいえば、「基本的法概念の解明にあり、それは法に特徴的な用語の分析と、用語間の論理的相互関係を取り出すような仕方による用語の分類とによって得られる」とされる。オースティンはまた「異なる法体系間にも類似性」があり、「その類似性は人間に共通の本性に根ざ」さざるをえないものであると考えているように思われる。¹⁵ 彼に好意的な学者さえ、そのような立場にはア・プリオリな手続¹⁶により引き出された、超越論的カテゴリーに属する形而上学的諸観念だけでなく、オースティンの拒否した自然法の一定の要素が含まれていると考えている。¹⁷ 今日、分析的な立場に立つ多くの人々が、法のルールは現にある共同体の政策から独立し、だいたいにおいて自己完結性をもつとみなしているのは確かなように思われる。そのような展望によって制約をうけると、法学は社会過程における原因と帰結とにかかわる経験科学であるよりも、むしろ言語形式の論理的演繹にかかわる「科学」になってしまう。¹⁸ 権威性ならびに事実上の支配力を備えた決定を無視しえないにもかかわらず、この主張においては、決定は社会過程中の事態として直接に観察されず、不十分に定義された概念とルールの鏡を介して歪んで観察される。したがって、焦点は血肉を備えた決定者と現実の社会的な場でなされる彼らの選択の上にはなく、むしろ権能を付与するルールの上に置かれる。¹⁹ そこでは、権威性および事後的支配力は合法的 (lawful) 決定の両輪をなす要素として明確に識別されていない。また、ルールの全体系は有効だと単に想定されているにすぎず、学者の仕事は権威性にかんする神話の有様を、それがどの程度現実に支配力をもっているかを体系的に調査することもなく単に記述するだけである。現代の国家諸制度にはっきりと焦点をあててはいるが、誇張された主権観念にとりつかれた主張は、世界という闘技場の中にその主権概念にあてはまる適当な中央集権制度も権力の独占も確認できないため、国民国家の国境を越えるような権威性と事後的支配力の有様を説明する上でどうしようもない困難におちいり、やむをえず国家法と国際法の相互関係を説明する多くの神秘的理論を発明しなければならなかった。²⁰ ルールの自己完結性に高い地位を与える主張は、さ

らに、研究に関連する他の多くの知的作業を意図的に無視せざるをえない。法の理論の体系が、同時に、過去の決定および将来なされうる決定を叙述し、また将来の決定はどのようなものであるべきかをも示していると考えられるときには、現在実際に起きていることに対する網羅的かつ立ち入った研究の余地はほとんどなくなってしまう。自己完結的ルール以外のいろいろな資料やルールの状況に即した解釈による、共同体の基本的政策 (basic community policies) の詳細な説明はほとんど促進されない。「分析法学者」は、条文への取組とその評価によって与えられる選択肢の中で選択する場合に、彼が依拠する規準を自分にも又他人にも明らかにすることができない。ルール体系の相互連鎖を詳細に特定するだけでは、明確にされた共同体の目標にどの程度接近したかという観点から、類似の事例に対する過去の一連の決定の中にある斉一性を充分注意深く叙述することはとても不可能である。ルールが決定に支配的影響を与える要因だという想定に立ってしまえば、先天的素質と環境のなかにあるルール以外の要因の研究がなおざりにされがちとなる。決定者は、過去の決定を正当化するために用いられたルールに合致して将来の決定をする「責務」(obligation) をもつといわれるとき、将来の決定の予測は単なる憶測となり、それはあまりに幼稚なものであるため何ら信頼性をもたない。共同体の政策を担保する点で、より優れた構成をもつ新しいルールや制度を創設し評価するという究極的かつ総合的な課題は、その他の関連作業をより充分にしていなければ、たとえ試みるとしても成功はおぼつかないだろう。法についての網羅的研究計画に貢献するには理論的統一性を犠牲にするだけでよいとするような法学は、しばしば「鼻もちならない」実務家的やり方²¹とみなされるだろう。

「社会学的法学」あるいは「法社会学」といわれる諸種の主張は、すべて自然科学および社会科学のめざましい発展に刺激されたものである。それらの主張は、法それ自体の研究に加えて、法についての研究を社会過程中の事態に関連させてより現実的なものにしようという共通の志向をもっていた。²²しかし、伝統的法思考と法技術に対する直接的な正面攻撃がこの思考法に基づく主張の特徴であったことはないし、伝統的思考と技術の大胆な変革も唱えられたこと

はなかった。そのため、権威性は、「実定的立法行為」，「法体系に容認された理念」，「教えられた伝統」，「集団確信」，「個人および集団の利益」，「団体の内部秩序」，「文明の法的諸前提」，「聖なる伝統」，「信仰」といったものの中に様々に見い出されている。その第一の革新的な点は、事態を説明する要因と社会的効果にかんする科学的研究を一致して主張するところにみられる。前世紀における研究技術と知識の進歩はまず自然科学に、ついで社会科学にみられた。その進歩により研究者は科学的成果と科学的技能とを法の研究に結びつける新しい刺激を与えられた。しかし、この新しい志向をもった代表的な人々の多くは自然法と歴史法学とに由来する神秘主義に感染したままであったので、実際の状況の中におかれた権威的決定の網羅的過程の理解を分析的主張以上に深めた者はほとんどいなかつた。新しい主張をもつ人々のうち最も革新的な何人かは、「社会学的法学」と「法社会学」という奇妙な区別²³をして、法についての研究と法の社会学研究とを別々の分野にしておこうとさえした。彼らは研究の中ではっきりした焦点を決定にあてなかつたため、また研究の中で科学的作業がその他すべての作業、たとえば、重要性の指標を与える目標の明確化作業に依存していることを無視したために、多くの人々が望んできた知識への貢献を行なっていないのである。目標の明確化は、しばし非科学的作業だとして忌避されてきたし、明確化のために伝統的な哲学的思弁の方法に逆戻りすることも許されている。動向の研究 (trend studies) にしても、類似の決定の組織的体系的流れを、社会過程における決定の条件と効果とに結びつけて提示することはほとんどない。条件の研究は、しばしば、環境と先天的素質の諸変数という複数の要因を使って適切になされてはいるが、ときには、社会的相互過程の「自然法則」の探究に退行している。将来への展望が、「生ける法」に合致しない「実定法」は効力を失なうだろうという予想に尽きていることも稀ではない。代替案の意識的作成と評価は、故パウンド学部長 (Dean Pound) の重要な例外を除いては、ほとんどなされていない。パウンド学部長が合衆国における社会学的思考法の最も影響力をもった主張者であったのはいうまでもない。彼は、「つねにより一層有効で社会的な工学」²⁴を求めて、雄弁

で明晰な主張を数十年にわたって続けてきたが、彼自身の、法の作業概念は法技術とルールの制約とから完全に免れているとはとても言うことができない。パウンドは、彼のいう「利益」(interests)概念を、関連するさまざまな知的作業の助けをかりて、網羅的かつ同質的な一組のカテゴリーに仕上げたことは一度もなかった。法社会学派は現代社会学研究の成果と技術とを充分に利用する作業段階にはまだ到っていないのである。

幅をもった社会学的思考法の中には、経験的世界のよりすぐれた描写とそこにおける戦略的指針を与えるという名の下で、人間と社会と法の説明のために唯一の要因を抽出してきた主張がいくつかある。この種の主張のうち、最も影響力をもつものは、その起源を基本的にはマルクスとエンゲルスにもっており、社会学的であるよりも、実際はおそらく形而上学的かつ擬似歴史的であると思われる。マルクスとエンゲルスは、彼らが黄金の鍵と考えたものを「観念的」²⁵ 要因を超えた「物質的」²⁶ 要因の中に見い出した。彼らは、この前提から歴史の発展法則を主張し、その法則が人間的結合の過去および未来において抗しがたい潜在力をもつとした。²⁶ しかしながら、唯一の要因を支配的重要性をもつものだと強調する説明は、知識が進歩することからみれば、極めて弱い立場にある。とくに前世紀には莫大な経験的研究の蓄積がなされた。すなわち、19世紀初頭には心理学と社会学に携わる者はほとんどいなかった。20世紀中葉までに、彼らは万単位で数えられるぐらいになった。そのため、心理的、社会的過程にみられるすべての要因を「物質的」なものと「非物質的」なものとの区分することは急速に疑わしいものとなってきている。この区分をしようとするれば、研究者は諸定義をすることに時を費さざるをえなくなるだろうし、諸定義の意義は研究の発展にとって重要かどうか疑わしい。たしかに、二値的な体系を一定の研究目的に役立つように使うことはできるが、その効用は限られたものである。二値的な体系は、有用な研究成果の恵みも補助も受けず、研究全体を硬直化させ空虚な弁証法の中に押しこむ有害性をますます増大させる。現代の知識からみれば、心理過程と社会過程は多くの要素から成っていると考えて、多くの相互的規定性の研究を進める方がはるかに生産的であるように思わ

れる。

「アメリカン、リーガル、リアリズム」(American Legal Realism)として知られる比較的最近の思考法は、しばしば「社会学的偏見」²⁷に大きく惑わされたものだといわれるけれども、実際には、伝統的な法理論と法思考の方法に対して行なった批判の網羅性と直接性と鋭さにおいて、社会学的法学をはるかに凌いでいた。²⁸この思考法の主要な特徴は、法は社会目的に関連させてはじめて道具となるという主張である。ホウムズ (Holmes) 連邦最高裁判事のいう「共同体にとって何が有益かという考慮」に基づいて、この思考法は、つねに明らかでないわけではないが、社会的効果についての人々の経験可能な展望の中に一貫して権威性を見出した。最も重要な功績は、おそらく、ジェローム、フランク (Jerome Frank) 判事によってまず流布され、後に多くの人々によって採用されるに至った極めて斬新な主張の中にある。すなわち、法は制裁を伴う権威的選択という意味をもつ決定として理解するのが最も有意義だという主張である。この思考法をとる何人かは行動主義心理学の影響をうけて、「実際の行動」(operation)と有効性とに極度に関心を絞って主張を押し進めたため、選択にともなう権威への展望を矮少化したのはたしかに不幸なことであった。アメリカのリアリスト達は、彼らの建設的努力の中で、人類学、精神分析学、学習理論、社会学、社会心理学、経済学およびその他の関連学問分野に非常な魅力を感じ、これらいくつかの学問分野の成果を彼らの特殊研究において活用した。つまり、彼らはドアを一杯に開け放って、人間についての科学を進歩させるような新発見の報告者をだれかれとなく迎え入れたのである。とくに、彼らは、伝統的理論が叙述、科学的研究、予測、選好 (preference) といった作業を同時に行なうために持ち出した専門概念や法のルールのもつ規範的曖昧³⁰さと相互補完性に着目し、これらを公然と批判した。リアリスト達はそのような概念とルールが言葉の上でどのような進化をとげてきているかについての、一般に行なわれていた歴史的研究に代えて、権威的決定への要請を生み出す事態と現実になされた決定との詳細な分類によって、決定の過去の動向を注意深く叙述せよと主張した。リアリスト達は、決定が「既に存在する法原則から論理

的な純粹発生によって生まれた産物である³¹」という考えを拒否して、裁判官が人間であり、したがって人間行動を主として形成している先天的素質と環境の変数すべてに反応するということを詳細に明らかにした。彼らは特定の将来の決定を予測する可能性については、最高の環境がえられるとしても、それほど強い期待を持っていなかった。しかし、過去の決定に影響を与えていた一群の条件の全体と、それらの条件の将来の排列の仕方を考慮することによって、予想を適中させるチャンスが非常に高められるだろうと示唆した。経験可能な社会目的を意識的かつ比較的明確に特定せよと求めるとき、リアリスト達は、それと同じ位強く、そのような目的を確保するため利用できるドクトリン上、制度上、方法上の代替案の意識的探究と評価を要求し、またしばしば、それらを提供した。しかし、人々に対する決定の効果と法の影響とにこれほど深く関心を寄せていたにもかかわらず、どのリアリストも、目標の明確化およびその他の作業のために、価値と制度にかんする網羅的なカテゴリーのセット、すなわち一組の体系的方法を創り出して、決定とその評価の研究の手助けにしようとしたことはなかった。彼らが行なった一般化はたいがい極めて低次の一般化³²であり、網羅的な指導理論を欠いていたために、彼らの扱った諸問題は互いに断片的な関連性しかもちえないのである。

したがって、アメリカン、リーガル、リアリストの多くの重要な功績も、法学が扱うべき諸問題への準備作業以上のものだということ³³はできない。司法過程を言葉の「スロット、マシン」だと考えることに対する初期リアリストの生きのよい攻撃は、法の分析学を進める上で抱かれた誤った信念のずさんな外殻を揺り動かした点で、少なくとも一時期は成功を納めた。しかし、裁判所の使う言葉の中にある両義性をたんねんに示していくだけでは越えることのできない限界がある。すなわら、場合によっては、批判する者は、裁判所やその他の決定者が公の秩序に重大な影響を与えるような問題の全域にわたって、何を、どのように決定すべきなのかについて建設的な指針を示さなければならない。これはリアリストについても言えるが、彼らは科学的思考法と科学的研究法の長所を主張しただけで、「科学」についても「法」についてもほとんど貢献し

ていない。政策の問題は法律家がとくに正面きって取り組んでいる問題であるが、この問題に対して科学だけがなしうる貢献を誇張すれば、それは科学にとってマイナスである。科学はしばしば「価値自由」であるといわれる。しかし、政策について最も明らかな事実は、それが価値指向的である点にある。なぜなら、政策は、価値あるものとされた目標を最大限に実現するための意図的な探究であると理解してはじめて明確なものとなるからである。科学の役割を誇張することは、科学的思考法の重要性に対する失望の素地を用意することになるし、また利用しうる科学的研究の成果の有用性を過少評価することにもなる。失望への潜在性を「組み込むこと」は、法理論の仕様書の中にあるべきではないだろう。価値目標を明確化するにつれて現われてくる諸問題と科学の成果との関連は極めて密接であるので、その関連性を強調し評価することは司法過程をめぐる関連理論の領域に含まれるべきであって、その関連性の意義の合理的評価を見過したり避けたりすべきではない。

法についての過去の諸理論の検討からわれわれが推察することは、自由社会の諸目的に奉仕する法学は、社会過程研究の他の学問分野における最も進んだ現代理論の情熱にならって、一層の網羅性と洞察力を備えた思考法を探究しなければならないということである。今日の法律家に強く求められていることは、繰り返し濫用されてきた言い回しを使えば「有意義な」(relevant) 法学を創造することである。すなわち、その法学は権威を神学的あるいは形而上学的あるいは自律的な抽象物の中に見い出すのではなく、むしろ、少なくとも紀元前6世紀以来知られていた観念³⁴、つまり共同体で生活している人々の展望の中に見い出す。人々の展望には、価値への欲求、誰と同じ立場で考えるかということ、共同体の中で彼らの欲する価値を確保するための決定をなすための条件の予想が含まれる。法学は権威性についてのこの考え方を十分なものにするために、適切な理論とその実施方法とを提供し、実際に応用するだろう。このように人間中心で、普遍主義的、平等主義的な展望からは、法に関連する問題を定義によって解決するのではなく、むしろ権威的決定を好ましいとされた公の秩序に関連づけることが求められる。たしかに定義は生活の一部ではあるが、そ

れ自体では生活についてわれわれに何も伝えてはこない。適切に工夫された定義は発見の道具である。なぜなら、人々は社会過程において価値の形成と配分を行なう永続的な相互行為に加わっており、定義がその社会過程に注目を向けさせるからである。価値の形成と配分の過程の一部を成す法制度は、それが価値結果 (value outcome) と諸制度とに対して行なう貢献度によって評価されなければならない。どの共同体においても、法体系はより包括的体系すなわち公の秩序の体系の一部にすぎず、公の秩序の体系は価値の配分のために好ましいとされたパターンおよび好ましいとされた様式の基本的諸制度を含んでいる。したがって、法体系研究の適切な視野は、法体系が防衛し、実現しようとする公の秩序の体系にとって法体系の有する意義を評価することにおかれる。有意義な法学はこの試みを充分広くかつ深く明らかにし、有用な作業を実行できるような方法を特定するであろう。結局、法体系は、公の秩序という全体的な場の中で最大にされるべき価値の観点から評価すべきである。したがって、研究の全般的課題は、体系の成功あるいは失敗の程度を評価すること、また成功あるいは失敗という結果を条件づける要因の説明、そして来たるべき将来における目標と代替的政策の明確化にある。有意義な法学は、是非とも、法と社会過程の相互関係研究のための経済的な考え方を輪郭づけ、研究が明示した緊急の問題について、その問題の研究を可能にし問題解決に応用できるような知的作業を詳細に示して、研究を補助すべきである。研究者、専門的決定者、および自分達が生活する社会過程を理解しそれに影響を与えようとするすべての人々の求めに効果的に応えるような法学は、したがって、以下の少なくとも4つの重要な要請を実現するような、体系性と柔軟性と整序された (configulative) 考察方法とを備えていなければならない。

1. 法学は、研究者と決定者の観点を区別して違いを際立たせ、かつ決定者および知的啓蒙の助けをかりて、単なる法の理論ではなく法についての理論を発達させねばならない。
2. 法学は、相互に影響しあっている権威的決定と社会および共同体の第一層大きな過程とを効果的に結びつけつつ、網羅性と選別力とを兼ね備え

た考察の焦点を確立しなければならない。

3. 法学は、法と社会過程の相互関係をめぐる問題の解決に結びつくすべての知的作業を指示し、それぞれの作業を実行する経済的かつ効果的な方法を示さねばならない。

4. 法学は、決定および研究において重要であると仮定され、想定された価値をいかなる一般性と精確性のレベルにおいても明らかにしなければならない。

観点についての明晰性は重要である。なぜなら、研究者の目標と、権威的決定者、専門的唱道者、実際に権力を握る者、共同体の構成員といった人々の目標とは非常に異なることがあるからである。研究者の第一の関心は、すでに述べたように、権威的決定と共同体過程のその他の諸側面との相互関係全体についての知的啓蒙に向けられているが、他方、権威的決定者をはじめとする人々は、むしろ権力 (power) すなわち求められている公の秩序に合致して、有効な選択をなすことに向けられている。もし、学者が、要求を出している共同体の構成員の展望、あるいはそのような要求に対応する権威的決定者の展望とは異なる展望のしかたをしないならば、彼は共同体の利益という面から要求や決定の合理性を評価するための規準を持つことができない。したがって、研究者の求めるものは、決定についての研究に適した作業を充分実行するために構築された、法についての理論であって、それは法の理論とは区別される。法の理論は、決定過程の結論 (outcome) を引き出し正当化するために、決定者をはじめとする人々によって用いられるものであり、したがって、研究者がはっきり理解しようとしている変数の一つである。たしかに、法についての理論が場合によっては決定者によって有用だと感じられることがあるし、したがって、また時とともに法の理論の一部を成すに到ることがある。それと同じく、秀れた法の理論は、しばしば、研究者がより網羅的な研究をしようとするとき、彼のいくつかの目的に役立つほど十分な精確さと意義をもつ。しかしながら、同じ記号や類似の記号が使用されるときにも、観点や目的が非常に異なることがあることに留意しないならば、混乱を深めるだけになるだろう。

観察者が注目の中心的焦点を形成するために用いる網羅性と現実性、つまり彼が何を法と考え、どのように法をより大きな共同体という場に位置づけるかは重要である。なぜなら、それによって彼が自分の研究の細部、すなわち、問題設定の仕方、道具と方法の選択、代替案の提出をどのように構想するかが決定されるからである。³⁵ 研究が法のルールにのみ焦点を置いて「展望」、実際の選択や活動「実際の行動」を除外しているとき、共同体内で実際に生じていることについて、その研究がなんらかの関連性をもちうるという保証はない。権威性についての考慮が強調されすぎて、事後的支配力や有効な権力が相対的に無視される場合には、研究成果は法と公の秩序の将来の動向にほとんど関連性をもたないだろう。同様に、権威性を犠牲にして、裸の権力が強調されれば、研究は適切な創造性をもたないだろう。法とは裁判所や公機関の適用するルールだとしか考えない場合には、権威的決定の網羅的過程の中にみられる他の重要な側面だけでなく、ルールがどのようにして定立されるのかも大幅に無視することになるだろう。法は何か神秘的あるいは自己完結的なもので、共同体の政策とは切り離されたものだと考えられるときには、相互に反応し合う決定と社会過程中の事態とを結びつける研究は成立しないし、またそのための道具も生み出されえない。国内法の特徴と国際法の特徴を截然と区別し、国内法を、それをとりまく一層大きな世界から隔絶したものとみなせば、決定に影響を与える多くの重要な要因を説明できなくなったり、人間活動がたしかに認められ、かつさまざまな仕方で互に浸透しあっている諸共同体のための政策を合理的に説明することが不可能になったりする。有意義な法学は、全体として網羅性と現実性に焦点をあわせる努力をしなければならない。網羅性と現実性は、決定に影響を与える重要なすべての変数の体系的かつ整序された吟味および決定についての諸代替案の価値結果全体に対する合理的評価を促進する。

網羅的な一組の知的作業あるいは技能を適切に指示することは重要である。なぜなら、政策研究の重要性を左右するのは、作業の質だけでなく、行なわれた作業の範囲だからである。共同体の政策一般を明らかにしようとする最も熟慮された試みでも、同時に他の作業、たとえば、決定の過去の動向の叙述や決

定に影響を与える要因の分析を体系的に進めないならば、ユートピア的儀式をするにすぎなくなると思われる。決定の過去の動向の叙述にしても、政策の優先づけによって導かれず、社会過程にも明確に関連づけられていなければ、過去の知恵をひきだすための極めて貧弱な基盤を提供するだけであろう。決定に影響を与える要因の科学的研究についても、基本的な共同体の政策中の問題に関連した方向づけをもたないなら、莫大な費用の割には場当り的な意義しかもちえないだろう。決定に影響を与えた条件が変わっていないかどうかを考慮せずに、過去の動向からの憶測だけで決定の将来の動向を予測しようとするとき、真の予測ではなく、とんでもない幻想が生み出されるかも知れない。関連したさまざまな作業の性質とその適切な実施方法とに混乱があれば、代替的諸政策の作成と評価における創造性は合理的決定に不可欠であるにもかかわらず、失なわれてしまうかもしれない。演繹的論理の伝統的使用と無意味な問題への不毛な取り組みに代えて、有意義な法学は、それぞれに異なった特質をもちながらも相互に関連性をもった一連の知的作業すべてを、体系的かつ原則に基づいて実施する。

最後に、網羅的な一組の目標価値を明示的に設定することが重要である。それは、好ましいものとされた公の秩序への向上にとって重要であるだけでなく、さまざまな関連した知的作業の経済的な実施に影響するから重要なのである。権威的決定が、個別的にも全体的にも、共同体における価値の配分に重要なインパクトを与えることは、今日ほとんど疑われることはない。それどころか、権威的決定者および共同体構成員が価値の配分につきどのような展望を抱いているかが、決定的影響力をもつ最重要変数の1つであることは周知のとおりである。さらに言えば、学者もまぎれもなく共同体過程の一部である。したがって、他の共同体構成員と同様、彼も価値の配分に対する選好によって深く影響され、また彼が研究で成しとげる知的啓蒙（あるいはその欠如）は、必然的に共同体過程に影響せざるをえない。政策的内容をもたないルールという意味における法の中立性理論や自己完結性理論がありえないのとまさに同様に、政策の効果を度外視した知識の有無という意味における、法についての無関心理論

もありえない。こういった差し迫った背景の中で、法についての研究に専念する観察者が、法を過去の政策内容に関連させるだけでなく、さらに進んで観察者みずからが共同体構成員の仲間と共に喜んで帰依したいような特定の公の秩序に奉仕するよう最もうまく構想された政策を明らかにし推進するまたとない機会がそこにある。過去の動向の吟味、決定に影響を与える要因の評価への努力、また起りうべき将来と代替案の評価のために、信頼性、創造性、経済性を備えた指針が与えられうるものだとすれば、それは共同体の基本的目標を一般性のすべてのレベルにおいて、また短期的および長期的展望に立って、意識的に明確化し、その目標への帰依を明示することによってのみ可能である。

法学をここで提案したような広い射程の中で考えるとき、制度的公機関、事実的支配力を有する決定者、唱道者、共同体構成員、学者といった、法についての研究に真剣にとりくむどのような人も、有効性の程度およびどの程度意識しているかはともかく、なんらかの種類の法学を採用していることは明らかである。人間は、環境や自分自身についての知覚を、その知覚に意味と重要性を付与してくれる諸前提のセット全体の中に位置づけようとするものである。それとまったく同じように、法的な事柄の観察者もまた、原因と結果についての諸前提という、より大きな場の中にそれらの事柄を位置づけようとする。したがって、経験豊富な法律家は、さまざまなドクトリン、いろいろなスタイルの議論、さまざまなタイプの紛争当事者に対して、各裁判官がとると思われる反応について、含蓄がありかつ多様な予想をするのである。彼は、ある裁判官は非常に検察官寄りの立場をとる傾向をもち、他方、ある裁判官は、政府が一方当事者となる訴訟の被告を、孤立し、弱くかつ悲劇的な人間として考えるだろうと予測する。こういった展望の真偽はともかく、それらは司法過程についての重要な諸前提の一部であり、法的ドクトリンの伝統的言語とは明確に区別されうる。観察者や実務家の技能が高度になればなるほど、彼らの活動する一層大きな場についての彼らの前提はより網羅的になり、かつはっきり明示される傾向をもつ。有意義な法学の1つの使命は、当然のことながら、さまざまな程度の網羅性、意識性、明示性、事実性を備えてはいるが、また曖昧さをも含む

前提のすべてに明確な注目の焦点をあて、合理的評価および一層の体系性と信頼性をもつ知識への再編成を行なうことであろう。

(未完)

原 注

- * 本論文は、著者達が現在進めているより大きな研究からの抜粋である。
ここに提示した論旨を組み立てるにあたって、われわれは以下の既発表論文を引用箇所を明示せず利用した。 Lasswell & McDougal, *Jurisprudence in Policy-Oriented Perspective*, 19 Fla. L. Rev. 486 (1967); McDougal, Lasswell & Reisman, *Theories about International Law: Prologue to a Configurative Jurisprudence*, 8 Va. J. Int'l L. 188 (1968).
- また W. L. Morison, W. Michael Reisman, Mary Ellen Caldwell, Luis Schuchinski, Michael Libonati, その他の人々と協力して行なった未発表の業績も利用している。
- ** Ford Foundation Professor of Law and Social Sciences, Emeritus, Yale Law School and Professor of Policy Sciences, John Jay College of Criminal Justice.
- *** Sterling Professor of Law, Yale Law School.
1. 関連した発展の便利な概観としては次のものを参照。 O. Young, *Systems of Political Science* (1968); O. Young, *A Systematic Approach to International Politics* (1968); E. Meehan, *the Theory and Method of Political Analysis* (1965); and W. Mackenzie, *Politics and Social Science* (1967).
 2. 行なわれたさまざまな提言の詳細は以下のものを参照。 *Foreign Policy Decision Making* (B. Snyder, W. Bruck, & B. Sapin eds. 1963); K. Deutsch, *the Nerves of Government* (1963); A. Kaplan, *the Conduct of Inquiry* (1964); *Varieties of Political Theory* (D. Easton ed. 1966); Kaplan, *International Systems*, 15 Int'l. Encyc. Soc. Sci. 479 (1968); *Contending Approaches to International Politics*

(K. Knorr & J. Rosenau eds. 1969); Eisenstadt, *The Development of Sociological Thought*, 15 Int'l. Encyc. Soc. Sci. 23 (1968); W. Runciman, *Social Science and Political Theory* (1963); *Readings in the Philosophy of the Social Sciences*, (M. Brodbeck ed. 1968); E. Nagel, *The Structure of Science* (1961); H. Eulau, *The Behavioral Persuasion in Politics* (1963); and R. Merton, *Social Theory and Social Structure* (1957).

3. 科学的探究についてのより限定的な見解はレヴィ教授によつてのべられている。

Marion Levy, "Does It Matter If He's Naked?" *Bawled the Child*, in *Contending Approaches to International Politics*, *supra* note 2, at 87

また次のものを参照。 Schwartz, *A Learning Theory of Law*, 41 S. Cal. L. Rev. 548 (1968).

4. 言語の次元における演繹的活動の好例は現代の「言語的」(linguistic) 研究の中にみられる。たとえば, G. Ryle, *The Concept of Mind* (1949). 「言語的」なものにほとんど限定される分析のいくつかの欠点は次のものの中で指摘されている。 Weisstub, *The Conceptual Foundations of the Interpretation of Agreement*, 22 *World Politics* 255 (1970).

5. 適切な歴史的展望は以下の研究によつて与えられる。 M. Levi, *The Political Theory of the Ancient World* (1965); E. Havelock, *The Liberal Temper in Greek Politics* (1957); Speiser, *Cuneiform Law and the History of Civilization*, 107 *Prac. Am. Philosophical Soc.* 536 (1963); A. Bozeman, *Politics and Culture in International History* (1960); J. Needham, 2 *Science and Civilization in China* (1956); G. Seidler, *The Emergence of the Eastern World* (1968); and R. Pound, *Interpretation of Legal History* (1922).

6. これらの限定は法学の領域をはっきりと考察する場合にさえ, 明瞭にみられる。

H. Kantorowicz, *The Definition of Law* (1958); J. Montrose, *The Scope of Jurisprudence* (1965), reprinted from *Me Judice*; Bodenheimer, *The Province of Jurisprudence*, 46 *Corn. L. Q.* 1 (1960) を参照。

7. パタソン (E. Patterson) の書物 *Jurisprudence* 2, 3 (1953) は法の理論と法について

の理論との区別に着目してはいるが、その区別を敷衍していない。その区別の認識にかんする過去の動向は観点についての以下の議論の中でふれる。

8. こういった観察は以下の本文で一層展開させるが、この観察を支える史実は法哲学や法理学的思考の古い歴史のどれをとっても見い出されるだろう。以下のものを参照せよ。

R. Pound, *I Jurisprudence* (1959); A. Brecht, *Political Theory* (1959); H. Cairns, *Legal Philosophy from Plato to Hegel* (1949); J. Jones, *Historical Introduction to the Theory of Law* (1940); C. Friedrich, *The Philosophy of Law in Historical Perspective* (2d ed. 1963); W. Friedmann, *Legal Theory* (4th ed. 1960); J. Stone, *Legal Systems and Lawyers' Reasonings* (1968), *Human Law and Human Justice* (1965), and *Social Dimensions of Law and Justice* (1967); E. Bodenheimer, *Jurisprudence* (1962); G. Paton, *A Textbook in Jurisprudence ch. I.* (3d ed. 1964); G. Sabine, *A History of Political Theory* (3d ed. 1961).

9. この多種多様で散漫な主張の雰囲気は以下のものの中に認められる。A. Chroust, *On the Nature of Natural Law*, in *Interpretations of Modern Legal Philosophies* 70-84 (P. Sayre ed. 1947); H. Rommen, *The Natural Law* (T. Hanley transl. 1947); A. Passerin d'Entreves, *Natural Law* (1951); L. Fuller, *The Morality of Law* (2d ed. 1969); C. Becker, *The Heavenly City of the Eighteenth Century Philosophies* (1932); and Northrop, *Naturalistic and Cultural Foundations for a More Effective International Law*, 49 *Yale L. J.* 1430 (1950).
10. ボーデンハイマ (E. Bodenheimer) の著書 *Jurisprudence* 57 (1962) は自然法的思考法の「実践上の功績」のいくつかについて、簡単な概観を提供する。
11. 重要な展望のいろいろが、R. Pound, *Interpretations of Legal History* (1928) and *I Jurisprudence*, 81-87 (1959) の中で要約されている。Kantorowicz, *Savigny and the Historical School of Law*, 53 *L. Q. Rev.* 326 (1937) における鋭い論評に注目せよ。また次のものを参照。 H. Maine, *Ancient Law* (1881); J. Carter, *Law: Its Origin, Growth, and Function* (1907); and P. Vinogradoff, *Outlines of*

Historical Jurisprudence (1920-1922).

12. 現在影響力をもつ諸論考には以下のものがある。 J. Austin, *The Province of Jurisprudence Determined And The Uses Of The Study Of Jurisprudence* (Introduction by H. L. A. Hart and Bibliographical Note) (1954); J. Gray, *The Nature and Sources of Law* (2d ed. 1921); H. Kelsen, *General Theory of Law and State* (1945); E. Patterson, *Jurisprudence* (1953); and H. L. A. Hart, *The Concept of Law* (1962).
13. この展望を結実させた有名なものの1つが T. E. Holland, *Jurisprudence* ch.1 (13th ed. 1924)である。
面白いことには、ホランド (Holland) は、ローマ人さえが「法の知識」としての法学に対する「素朴で全く非科学的な感覚」から進歩して、「特定の国の諸制度から独立して存在する法原則にかんする科学という観念」に至ったと考えている。
上掲書, 2・3ページ参照。
14. H. L. A. Hart, *Introduction to John Austin, the Province of Jurisprudence Determined and the Uses of the Study of Jurisprudence* at XV (1954).
15. *Id.* at 373.
16. *Id.* at XV.
17. J. Montrose, *the Scope of Jurisprudence* 3 (1965), *reprinted from Me Judice*.
18. ケルゼンは、自分の「罪責」を演繹とはいくぶん異なったものだと考えているが、彼ははっきりと、権威性を社会過程から分離させようとしている。
19. トワイニング教授 (W. L. Twining) は、就任講演 “Pericles and the Plumber” (The Queen’s University of Belfast, 1969)で、「ラングデル (Langdell)の『法は科学であり、…… [そして] その科学が利用しうる資料はすべて書物の中にある。』という考え」(P. 5)を回顧している。次のものを参照。 Woodard, *The Limits of Legal Realism, An Historical Perspective*, 54 Va. L. Rev. 689, 699, 900 (1965).
20. このテーゼは、 McDougal, Lasswell, & Reisman, *Theories about International Law: Prologue to a Configurative Jurisprudence*, 8 Va. J. Int’l. L. 188 (1968)の中で展開されている。

21. 記憶するところでは、この表現はダイシー (A. V. Dicey) のものである。
22. その古典的な主張は、もちろん、パウンド学部長の *I Jurisprudence ch. 6 (1959)* にみられる。彼のより以前の論文 *Scope and Purpose of Sociological Jurisprudence (pt. 1-3), 24 Harv. L. Rev. 591 (1911), 25 Harv. L. Rev. 140, 489 (1911-1912)* は依然として、さまざまな主張についての有用な研究である。また、次のものを参照。E. Ehrlich, *Fundamental Principles of the Sociology of Law* (W. Moll transl. 1912).
社会学的展望をもった網羅的で、説得力に富む研究はティマーシェフ (N. Timasheff) の *An Introduction to the Sociology of Law (1939)* である。
23. この区別をする者にウェーバー (Max Weber) がある。次のものを参照せよ。
M. Weber, *On Law in Economy and Society 11 et. sec.* (M. Reinstein ed. 1954).
24. R. Pound, *Social Control Through Law (1942)*.
25. その概括的検討については、次のものを参照。H. Kelsen, *the Communist Theory of Law (1955)*; R. Schlesinger, *Soviet Legal Theory (1945)*.
26. この主張によって、多くの論者は「歴史的」アプローチをとる者として分類されてもよいし、「自然法的」アプローチをとる者として分類されてもよい。
27. パタソン (E. Patterson) の *Jurisprudence 541 (1953)* は、H. Kantorowicz, *Some Rationalism about Realism, 43 Yale L. J. 1240, 1246 (1943)* をこのように特徴づけている。カントロヴィッチの論文は、重大な影響力をもっているにもかかわらず、ヨーロッパの社会学的研究者が予期しなかったアメリカのリアリスト達に対し、長所をほとんど認めない点で内容の浅いかつ不十分な理解による論文である。
28. リアリスト運動の真の功績は、おそらく、その運動の代表的論者の論文集をみれば、最もよく理解されるだろう。たとえば、W. Hohfeld, *Fundamental Legal Conceptions* (W. Cook ed. 1923); K. Llewellyn, *Jurisprudence: Realism in Theory and Practice (1962)*; F. Cohen, *The Legal Conscience (1960)*; J. Frank, *A Man's Reach (1965)*. 次の挑発的書物を参照。J. Frank, *Law and the Modern Mind (1930)*.
影響力をもった初期の著作には以下のものが含まれる。Bingham, *What is the*

Law, 11 Mich. L. Rev. 1 (1912); Cook, *Scientific Method and the Law*, 13 A.B.A.J. 303 (1927); Oliphant, *A Return to Stare Decisis*, 14 A.B.A.J. 71, 159 (1928); H. Oliphant & A. Hewitt, *Introduction to Reuff, From the Physical to the Social Sciences* (1930).

有名な否定的評価はフラ (Fuller) の *American Legal Realism*, 82 U. Pa. L. Rev. 429 (1934) である。次のものを参照せよ。McDougal, *Fuller vs. The American Legal Realists*, 50 Yale L.J. 828 (1940).

包括的な参考文献としては、W. Rumble, Jr., *American Legal Realism* (1968); Rostow, *American Legal Realism and the Sense of the Profession*, 34 Rocky Mt. L. Rev. 1 (1962). がある。

29. O. Holmes, *The Common Law* 35, 36 (1881).

30. ここでのべているのは、叙述、科学的言明、予測という形で仮装した、選好の言明 (statements of preference) のことであり、それについて、論者ははっきりとした責任をひきうけていないのである。

Lasswell & McDougal, *Legal Education and Public Policy: Professional Training in the Public Interest*, 52 Yale L. J. 203, 267 (1943) を参照せよ。

31. F. Cohen, *The Legal Conscience* 75 (1960).

32. ルウェリン (Llewellyn), フランク, コーエン (Cohen), アーノルド (Arnold), スタージス (Sturges) たちは、極めて明確に特定された法改革に関心を抱いた。たとえば、統一商法典に対するルウェリンの貢献をみよ。

33. 次のものを参照。C. Woodard, *The Limits of Legal Realism: An Historical Perspective*, 54 Va. L. Rev. 689 (1968).

34. E. Havelock, *The Liberal Temper in Greek Politics passim* (1957) を参照せよ。